

株式会社ゆりかごの処遇改善加算・特定処遇改善加算について

処遇改善加算とは、サービス毎に決められた割合に応じて、サービス利用単位数に乗じた介護報酬を介護職員の人件費や福利厚生、労働環境に資するように活用することを目的としており、得られた加算額については、人件費以外への活用を認められていません。

これにより、介護職員の賃金改善を行うものです。これを活用することで、現在の職員の賃金体系となっております。

弊社で採用している処遇改善加算は「I」です。（一番高い加算基準です。）

これを満たすために、以下のことを実施しています。

1. 処遇改善計画の提出
2. 就業規則の作成・提出
3. 労働保険加入
4. キャリアパス作成（職員の任用に際しての職位、職責、職務内容に応じた要件を定めること、または、それに応じた賃金体系を定めていること）
5. 4について書面での整備をしており、全職員に周知していること
6. 処遇改善内容の周知
7. 介護職員と意見交換しながら以下の二つに関する具体的な計画を策定し、計画に係る研修の実施や研修機会の確保。
 - 1) 計画に沿って研修機会の提供や技術指導を実施し、能力評価の実施。
 - 2) 資格取得支援の実施（参加のためのシフト調整、費用援助）
8. 経験に応じた定期昇給の仕組み・資格に応じて昇給（資格手当）・一定基準に基づいた昇給のいずれかを実施。

上記の中でも 4、6、7、8 について、改めて明確にします。

（キャリアパス）

キャリアパスと連動した給与規定は以下の表となっております。

	最低基準 (最終評価)	二次評価 (会社)	最低基本給	最高基本給	到達目標年数	参考職域
第1段階	～59	あり	160,000	210,000	3年	一般職員
第2段階	60～69	あり	210,000	230,000	2～5年	サ責・生活相談員等
第3段階	70～79	あり	230,000	270,000	3～7年	主任・指導者
第4段階	80～89	あり	270,000	400,000	7～10年	管理者
第5段階	90～		400,000	業績による	10年以上	統括管理者

※上記は目安であり、二次評価や面談において、変更は生じます。

評価方法は部門毎に異なりますが、部門別に設定していない場合は、法人の評価基準にて実施しております。年数が増えるだけで段階が上になることはなく、評価及び資格条件がございます。

第2段階以上は介護福祉士以上が条件となります。

次に、8に関するところとして資格手当を作成しております。

介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・普通二種：5,000円

フットケア関連：3,000円などです。その他介護・医療に関する資格として会社が認めたものについては、その資格に応じた手当を付与しています。

次に6に関する処遇改善内容についてです。(平成20年時との比較です。)

訪問介護：時給1,200円から1,700円にアップしているの、500円が処遇改善手当です。

通所介護：時給930円から1,200円にアップしているの、270円が処遇改善手当です。

訪問介護部門の基本給10,000円アップしています。(キャリアパスに反映済)

通所介護部門の基本給15,000円アップしています。(キャリアパスに反映済)

※平成20年度の正社員基本給は、160,000円ですので、現在との差額が処遇改善手当としてカウントしております。

また、以下の手当は平成20年以降に創出した手当であり、こちらも処遇改善手当としてカウントしております。

営業外勤手当10,000円～30,000円(請求担当の責任に応じて)

夜勤手当：16,000円

サービス提供責任者：20,000円

主任役職手当：10,000円

朝夜手当：3,000円/時(20:00～翌8:00までのサービス)

最後に7については、各自で毎月、e-ラーニングや定例会議、社外での活動及び会議、研修などに計画的に参加してもらうこととしてお願いしています。部門毎でフォーマットは任意でよいので、計画と実施状況が分かるように保存しておいてください。毎月の会議などへの参加はこちらの制度を利用するためにも必須ですので、積極的な参加をお願いします。

ここまでをすべてクリアしているという条件で、令和元年10月から「特定処遇改善加算I」というものがさらに上乘せしております。こちらは主に10年以上のキャリア、経験またはそれに準ずる評価を得た介護職員及びその他職員へ金額を分配するものです。主に10年以上のキャリア相当の職員を「100%」とした場合、10年以下でもある程度長期にわたり介護に従事していて、なおかつ今後も10年以上働いてもらえると思込まれる職員には、「50%」、介護職員以外のものは10年以上、10年以下にかかわらず「25%」を上限とした配分とするというのが今回の分配ルールです。

令和元年度の特定処遇改善加算を用いた給与月額改善額の実績は訪問介護部門で7,500円

～80,000 円、通所介護部門で 4,500 円～18,000 円、放課後等デイサービス部門で 5,000 円～10,000 円でした。(パート職員、正職員含む)